

意見書第1号

東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第13条により提出します。

令和5年3月20日

提出者 市議会議員 田 中 建 一

提出者 市議会議員 鳥井田 幸 生

提出者 市議会議員 井 上 倫太郎

提出者 市議会議員 小 堤 千 寿

行橋市議会議長 小 原 義 和 様

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣
衆議院議長、参議院議長

東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書

東九州新幹線は、全国新幹線鉄道整備法における基本計画路線と位置づけられ、着工予定・開業予定ともに未定のまま現在に至っております。この間、整備計画路線と決定された九州新幹線鹿児島ルートは、平成23年に全線開通し、西九州ルートにおいては、令和4年9月に開業しました。

東九州地域を縦断する東九州新幹線は、九州新幹線と接続することで、交流人口の増加、地域の活性化、産業振興などに大きな効果をもたらすものであり、産業、経済、文化等の発展に重要な社会経済インフラとして早期整備、早期実現が望まれています。

よって、東九州新幹線の早期整備と実現に向け、次の事項について強く求めます。

記

1. 「第二期新幹線整備計画」の策定及び当該計画の策定に向けた調査のための財源確保
2. 東九州新幹線の整備計画路線への格上げ及び所要の財源確保
3. 地方公共団体の負担軽減のための財源措置の拡充

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和5年3月20日

行 橋 市 議 会